



4 畜産第 720 号
令和 4 年 6 月 24 日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省畜産局畜産振興課長

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
の遵守の徹底について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号。以下「遺伝資源法」という。）が令和 2 年 10 月に施行されたことを踏まえ、家畜人工授精所における業務の実態の把握や法令遵守の徹底等を図るため、都道府県等の関係機関及び関係団体の協力の下、各家畜人工授精所に対し自己点検の実施を要請するとともに、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「増殖法」という。）に基づく立入検査を実施しました。

これらの結果は、別添のとおりであり、自己点検及び立入検査のいずれにおいても、ほとんどの家畜人工授精所において法令が遵守されるとともに、適正な業務実施が図られていた一方、一部の家畜人工授精所において、

- ① 家畜人工授精用精液とその家畜人工授精用精液証明書の一体的な取扱い
- ② 家畜人工授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付
- ③ 授精証明書の適切な交付に係る対応
- ④ 容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存
- ⑤ 家畜人工授精所の開設者の都道府県知事に対する運営状況の報告に係る対応
- ⑥ 遺伝資源法による知的財産としての価値の保護に必要な契約等による使用者の範囲や目的の制限の明示

等について法令が必ずしも遵守されず適正な業務が行われていないと考えられる状況にありました。

このような状況を看過すると、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の不正流通や和牛の血統矛盾につながるおそれがあることから、遵守の徹底が必要な事項等を下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の県に対し、県内の家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に指導の徹底を図るよう依頼願います。

また、本職としては、今後とも家畜人工授精所への増殖法に基づく立入検査の実施等により、精液等の流通の適正化や知的財産としての価値の保護を図っていく所存ですので、貴局管内の県に対し、引き続き御協力いただくよう、併せて依頼願います。

記

1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一体的な取扱いについて（増殖法第 13 条及び第 14 条関係）

精液等は、その外観から精液等を採取した家畜などを識別することが困難であるため、増殖法第 13 条により、精液等を採取・処理した獣医師又は家畜人工授精師は、その内容を証明するための情報を記載した家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「精液証明書等」という。）を添付しなければならない旨規定されるとともに、同法第 14 条により、精液証明書等が添付されていない精液等の譲渡等を禁止する旨規定され、精液等と精液証明書等は一体的に取り扱わなければならないこととされています。

また、精液証明書等は、正しく記載されることが前提であり、誤った内容が記載されている又は記載内容に欠落があるものは、その効力を有しないため、注意願います。

2 家畜人工授精簿への適正な記載、保存及び関係書類の添付について（増殖法第 15 条関係）

家畜の改良増殖上、血統の正確な記録が必須であるため、血統を証明する手段を確保する観点から、増殖法第 15 条により、獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植を行ったときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載し、5 年間保存しなければならない旨規定されています。

また、注入又は移植した精液等に対応する使用済みの精液証明書等は、他の精液等への添付により不正流通に利用されることなどを防止するため、授精証明書又は体内（体外）受精卵移植証明書（以下「授精証明書等」という。）を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付するとともに、使用した精液等のストローは速やかに照合できるように保管する必要があります。

3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付について（増殖法第 22 条関係）

授精証明書等の交付に当たっては、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「増殖法施行規則」という。）様式第 17 号、第 18 号又は第 19 号により、注入又は移植した精液等に対応した精液証明書等を貼り付けるとともに、授精証明書等を交付した場合、家畜人工授精簿との照合により、確実に血統を証明することができるよう、その写しを書面又は電磁的記録により保管しておく旨規定されています。

また、上記の観点から、授精証明書等の写しは家畜人工授精簿と同様に 5 年間保管してください。

4 特定家畜人工授精用精液等に関する規制について（増殖法第 32 条の 4 及び第 32 条の 5 関係）

特定家畜人工授精用精液等の適正な流通を確保する上で、不適切な流通事案が発生した場合にその発生原因と流通範囲を迅速に特定できるようにするため、令和 2 年 10 月の増殖法の改正により、容器への表示（増殖法第 32 条の 4）や譲渡等記録簿の記載・保存（増殖法第 32 条の 5）をしなければならない旨規定されました。

また、容器への表示については、増殖法施行規則第 42 条に規定された内容につ

いて、当該精液等を取り扱う者が迅速に判読できるよう、適切に表示してください。

5 家畜人工授精所の開設者による都道府県知事に対する運営状況の報告について (増殖法第 34 条関係)

農林水産大臣及び都道府県知事において、家畜人工授精所の監督を適切に行うことができるよう、令和 2 年 10 月の増殖法の改正により、同法第 34 条第 3 項において家畜人工授精所の開設者は、毎年、当該家畜人工授精所の運営状況を都道府県知事に報告しなければならない旨規定されました。

また、特定家畜人工授精用精液等については、特にその適正な流通を確保する必要があるものとして、増殖法施行規則様式第 28 号により、月ごとに特定家畜人工授精用精液等の生産数量、譲受数量、譲渡数量、利用数量、廃棄又は亡失した数量及び月末時点の保存数量を整理して記載・報告することとされています。

6 その他増殖法に基づく精液等の流通適正化のための対応について

増殖法第 25 条において、家畜人工授精所は家畜人工授精等の業務を的確にかつ衛生的に実施するために必要な構造、設備及び器具を備えることとされています。

また、不正流通等を防止するため、精液等の処理・保管場所については、施錠するなど盗難防止措置を徹底してください。

7 遺伝資源法に基づく知的財産としての価値の保護のための対応について

遺伝資源法第 2 条第 1 項において、同法の保護対象となる「家畜遺伝資源」を、「家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等であって、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省で定める行為（以下「契約等」という。）によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの」と定義していることから、特定家畜人工授精用精液等について譲渡契約締結の促進を図っています。

また、譲り受けた特定家畜人工授精用精液等を第三者へ譲渡した場合に、当該第三者において家畜遺伝資源生産事業者が契約等により明示した使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を超えて譲渡や使用等がされることがないように、譲受元との契約と同様の内容を当該第三者に対し契約により義務づけてください。